

法の解釈を恣意的に捻じ曲げた高検検事長の定年延長強行に抗議します

安倍政権は、1月31日、定年が直前に迫っていた黒川弘務・東京高検検事長について、検察庁法で定められている63歳定年（65歳定年の検事総長を除く）の半年延長を閣議決定しました。森雅子法相は、当初、国家公務員法の定年延長規定を適用したと釈明しました。その後人事院給与局長が1981年に「（特別法である検察庁法により）検察官には国家公務員法の規定は適用されない」という明確な法規定に基づく人事院の国会答弁について「現在まで同じ解釈を続けている」と答弁して法相の無知答弁による閣内不一致が問題になりました。するとその翌日に安倍晋三首相は法の解釈を変更したのだと強弁しました。そして、これに合わせて人事院局長は「つい言い間違えた」として前の答弁を撤回、解釈の変更にかかわる経緯を示す文書の国会提出要求に応じて出してきた法務省と人事院の協議に関する文書は日付のないもので、到底真正性が担保されておらず、「つじつま合わせ」（朝日新聞）の疑念が深まっています。

検察官の定年延長は、検察庁法に則り行うもので、必要性が生じたのであれば国会で法改正をおこなうべきものであり、恣意的な解釈を強行し、閣議決定で執行するなどは、法治主義の否定にほかなりません。法律（国会）を無視し、内閣（行政）がみずからの都合で勝手に解釈することが許されれば、三権分立が根底から崩されるものとなり、行政権の暴走に歯止めがかけられなくなります。また、森友・加計問題や「桜を見る会」などで、政権・行政が公文書管理や国会答弁で首相答弁に合わせて「付度」し、ウソとごまかし、はぐらかしでしのごうとする事態が恒常化しており、国会、ひいては主権者国民を侮辱する許し難い事態です。さらに、安倍首相を筆頭に、閣僚や政権の中樞議員が、各種の刑事法に抵触する犯罪をおこなった疑惑が深まっている中で、検察庁トップに官邸の息がかかっている人物を登用しようとするのは、人事の私物化であり、時の政権に都合の良い身勝手なルール変更と言わざるを得ません。

そもそも、検察庁法が、治安維持法など、戦前の人権侵害が続いたことの反省に立ち、多くの人権条項を盛り込んで確立された日本国憲法のもとで、「厳正・公平」を旨として制定されたことを踏まえるならば、今回の検事長定年延長はこのような憲法の趣旨に反する措置です。刑訴法で「唯一の公訴提起機関」とされる、「公益の代表者」たる検察官の公正な職務執行が損なわれかねないものであり、刑事裁判に大きな悪影響を及ぼす危惧が払拭できません。

国民救援会は、綱領にもとづく永年にわたる事件支援活動のなかで、刑事裁判において、検察の本来あるべき姿からの逸脱・後退を批判し続けてきました。今回の違法・違憲措置は、その逸脱・後退を増幅させるおそれが現実になる危険をはらむものです。

以上のことから、今回の閣議決定に対し、強く抗議するとともに撤回を求めるものです。

2020年2月25日

日本国民救援会
(東京都文京区湯島2-4-4)

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
法務大臣 森 雅子 殿